

平成28年10月

共済契約者様

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

マイナンバーの取得について（お知らせ）

日ごろより、中小企業退職金共済制度をご利用いただき、お礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり社会保障・税番号（マイナンバー）制度が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、国民一人ひとりに12桁の個人番号が割り当てられ、通知されました。

マイナンバー制度に係る法令の規定により、中退共制度においても平成28年1月1日以降に退職等の事実が生じた被共済者（従業員）について、退職金等支払の際に税務署に提出する法定調書にマイナンバーの記載が義務付けられておりますので、退職金等の請求に当たっては、請求者本人を確認するために「マイナンバー（個人番号）確認」及び「身元確認」の書類を提出していただく必要があります。

また、中退共制度における未請求退職金等の発生防止対策を強化するため、関係法令が改正され、平成28年4月1日から「住民基本台帳ネットワーク」の活用が可能となりました。

これらに対応するため、このたび、改訂いたしました「退職金共済手帳」（以下「更新手帳」といいます。）及び「手続集」を平成28年10月末～11月末日の間に共済契約者の皆様に順次お送りします。

つきましては、従業員の方が退職等された際には（平成28年1月1日以降の退職等）更新手帳の「被共済者退職届」に退職した被共済者のマイナンバーを記入してご提出いただくとともに、退職者等が「退職金（解約手当金）請求書」によりご請求いただく際には、中退共における請求者本人の確認書類とマイナンバー制度の規定による確認書類を併せて提出いただくよう、周知等ご協力をお願いいたします。添付書類の詳細は次ページのとおりとなりますので、次ページを印書していただき、退職（解約）される従業員の方へ請求書を交付する際にお渡しくください。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年1月1日以降に退職(解約)された従業員の方へ

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、中退共制度においても平成28年1月1日以降に退職等された被共済者(従業員)については、退職金等支払の際に作成する法定調書などに請求人(被共済者又は遺族)のマイナンバー(行政手続における特定の個人を識別するための番号)を記載する必要がありますので、当該請求人のマイナンバーを取得させていただきます。

「退職金(解約手当金)請求書」を提出の際には、該当する下記の書類を併せてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、平成28年1月1日より前の退職金等の請求であっても、下記の書類が必要な場合は、別途ご連絡させていただくことがあります。

添付書類	給付金額 300 万円以上の方	給付金額 300 万円未満の方
		A+① の2点 A+②+③ の3点 } いずれか 選択
中退共に かかる本人 確認書類	印鑑証明書(原本) 1通 請求書に印の押印 発行日から3か月以内	住民票(原本) 1通 又は 印鑑証明書(原本) 1通 発行日から3か月以内
① 個人番号カードの両面 写真と身元確認の 写真	② マイナンバー入り 住民票(原本) *なお、上記「B」でマイナンバー入り住民票を 添付される方は②の書類は不要です。	③ 身元確認 (氏名、生年月日の記載されている箇所の写し) ・運転免許証(写し) ・パスポート(写し) ・健康保険被保険者証(写し) ・年金手帳(写し)
② 番号確認 ③ 身元確認	<p>平成30年4月より、お客様の手続き負担軽減の観点から、退職金等を請求する際の添付書類の見直しを実施いたしました。詳しくは <a href="#">こちら</a> をクリックしてください。</p> <p>《お願い》 通知カード等のコピーを添付いただく場合には、散逸防止の観点からA4用紙等に切り取らずA4用紙等にコピーしたままのものを提出ください。</p>	
<p>(注) 給付金額に関わらず住所が事業所と同一または事業所の寮等である方は、Aの書類が必要です。</p>		

なお、お預かりした個人情報については、法令に基づいた適正な管理と保護に努めており、提出いただいたマイナンバーについては、法定調書への記載義務など、関係法令の規定の範囲に限り使用いたします。

お問い合わせ先  
 給付業務部  
 03-6907-1234 (代表)